

有効期間満了日 令和9年3月31日

熊生企第190号

令和6年3月8日

少年警察ボランティアに対する報償費の支払いについて（通達）

少年補導員及び少年指導委員（以下「少年警察ボランティア」という。）に対する報償費の支払い等については、「少年警察ボランティアに対する報償費の取扱いについて（通達）」（令和4年5月9日付け熊生企第412号。以下「旧通達」という。）により実施しているところであるが、引き続き、下記のとおり実施するので、事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、旧通達は廃止する。

## 記

### 1 支払金額、時期及び方法

#### (1) 金額

7,000円（年額）

#### (2) 時期

次のいずれかとする。

ア 年度が終了した後

※ 支払いに係る意思決定は、年度内とする。

イ 少年警察ボランティアの職を退いた後

#### (3) 方法

口座振替（少年警察ボランティア本人名義の口座）

### 2 留意事項

年度内における活動期間が11月以下であった場合は、次の区分に従い、当該月数を12月で除し、1(1)に定める金額を乗じて得た額（円未満の端数切捨て）を支払うものとする。

#### (1) 年度途中の解嘱等

年度途中で解嘱等により職を退いたときは、当該事由が生じた月までの報償費

#### (2) 年度途中の委嘱

年度途中で新たに委嘱したときは、委嘱した月からの報償費

※ 前任者がその職を退いた月と後任者を委嘱した月が重複する場合の当該月の報償費は、前任者に支払うものとする。

### 3 所得税の取扱い

所得税は、所得税法第204条（昭和40年法律第33号）に該当しないため徴収しない。

#### 4 その他

少年警察ボランティア一覧を添付する。

※ 別添（略）